

施設園芸用燃油価格高騰緊急対策支援金の概要

経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格の高騰の影響を受けやすい施設園芸農家の方に対して、高騰分の1/4を上限として支援

支援対象農家

- 県内に居住し、県内で施設園芸を営む個人、又は県内に事業所を置き、県内で施設園芸を営む法人
- 当該期間に園芸用施設において、販売用の野菜・花き・果樹を生産していること
- 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートを実践すること

事業実施主体

農業協同組合又はその他農業者の組織する団体などで以下の全てを満たす団体

- 支援対象農家が野菜、花き又は果樹の施設園芸を営む者
- 支援対象農家が3戸以上又は農業従事者の常時従業員が5名以上

※ 支援対象者、事業実施主体とも次年度以降国の施設園芸当燃油価格高騰対策に参加してください

支援内容

【支援対象】

令和4年11月から令和5年3月5日までに納品された施設園芸で使用するA重油及び灯油

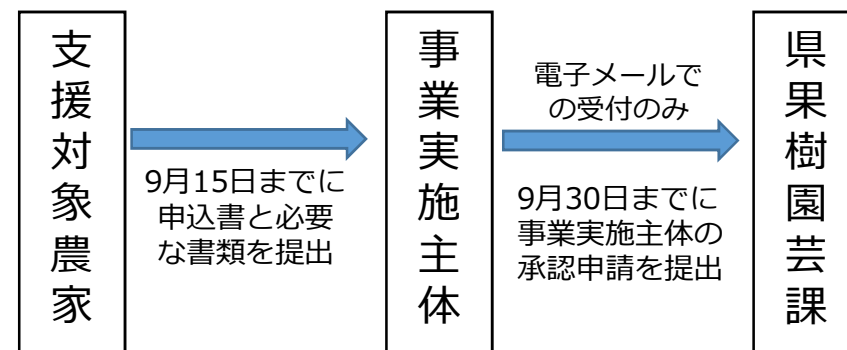
【支援金の計算】

(A重油の全国平均価格 - 81.6円) × 1/4

たとえば 11月のA重油価格が100円/ℓ、購入数量が3,000ℓの場合、支援金の額は

$(100 - 81.6) \times 1/4 \times 3,000 = 13,800$ 円となります

事業の申請手順



支援金HPのURL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00210862.html>